

廃棄機器を引き渡す際に本紙(E票)をコピーし、その裏面に「機器引取等実施者」の名称、台数を記載し、さらにコピーし、同実施者に渡してください。

13A01-5M0640

☐ 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残っていた場合、回収すること)				
☐ 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)				
廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者)	機器所有者等の氏名又は名称	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	伝票番号		
	上記の住所	〒990-8485 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン15階	交付の年月日	2024 年 11 月 25 日	
	担当者	部署名 ビルマネジメンツグループ 氏名 松井 和道	電 話	022-722-7345	
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名	EQUINIA青葉通り	F A X	022-714-6030	
	上記の住所	〒990-8441 宮城県仙台市青葉区中央3-1-22			
整備の場合： 整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の発注者)	廃棄する機器の種類及び台数		建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)		
	エアコンディショナー	3 台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし
	フロン類の引渡し先(右記該当にレ点)		☐ 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する) ☒ 取次者(1)に委託する(取次者(1)欄に記入する)		
	フロン類の処理方法(右記該当にレ点)		☐ 再生希望 ☒ 再生・破壊のどちらでも良い ☐ 破壊希望		

取次者(1) (第一種フロン類引渡受託者)	取次者(1)の氏名又は名称	ダイキンエアテクノ	交付の年月日	2024 年 11 月 25 日
	上記の住所	〒984-0030 宮城県仙台市若林区荒井東1-1-1	電 話	022-288-1520
	担当者	部署名 第2工事部 工事第5Gr 氏名 飯森 達也	F A X	022-288-1581
	下記の者にフロン類を引き渡します。(引渡し先にレ点を記入)			
	☐ 取次者(2) ☒ 第一種フロン類充填回収業者			
整備の場合： (第一種特定製品の整備者)	取次者(2)に再委託することを承諾します。		承諾の年月日	年 月 日
	廃棄する機器の所有者等の氏名又は名称		担当者	

取次者(2) (第一種フロン類引渡受託者)	取次者(2)の氏名又は名称		交付の年月日	年 月 日
	上記の住所	〒	電 話	
	担当者	部署名 氏名	F A X	
	下記の者にフロン類を引き渡します。(引渡し先にレ点を記入する)			
	☐ 取次者(3)→(別紙「補足用」)を使用して下さい。 ☐ 第一種フロン類充填回収業者			

第一種フロン類充填回収業者	登録番号	04300292	フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	2024 年 11 月 25 日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	2024 年 11 月 27 日
	登録都道府県	宮城県	都道府県			
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称	株式会社中根設備	充填回収技術者氏名	白井 秀樹		
	上記の住所	〒984-0032 宮城県仙台市若林区荒井4丁目18-1	電 話	022-390-1071		
	担当者	部署名 氏名 中根 広昭	F A X	022-390-1072		

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収量等	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計	充填ゼロ確認時の使用欄
	第一種特定製品の種類					
	エアコンディショナー	台 kg	台 kg	3 台 30.02 kg	3 台 30.02 kg	
	冷蔵機器及び冷凍機器	台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
	計	台 kg	台 kg	3 台 30.02 kg	3 台 30.02 kg	
銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)		台 kg	台 kg	台 kg	台 kg	
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因		台	要因：			

(確認証明書の時使用)

第一種フロン類充填回収業者(以下、充填回収業者)の注意事項

- E票はフロン類の回収終了後、回収量等欄に記入し、
 - ・廃棄する機器の所有者等(以下、機器の所有者等)より直接フロン類の回収依頼があった場合、引取証明書としてE票を機器の所有者等に交付してください。
 - ・取次者よりフロン類の回収依頼があった場合、充填回収業者にフロン類の回収依頼を行った取次者にE票(写)を交付し、E票を機器の所有者等に交付してください。
- F票は、引取証明書(E票)の写しとして保存(3年間)してください(ただし、取次者(3)以降の場合は、E票のコピーを引取証明書の写しとして保存(3年間)します)。
- フロン類の回収終了後は速やかに、このE票を交付しなければなりません。機器の所有者等欄の交付の年月日から30日(建物の全部または一部解体を伴う場合は90日)を経過してもE票が、機器の所有者等に届かない場合は、機器の所有者等から回収場所の都道府県知事に報告されます。
- E票を機器の所有者等へ交付する際は、受取等の確認をしてください。
- 取次者(3)よりフロン類の回収依頼があった場合は、E票・F票と共にJ票(補足用)が交付されます。E票の下欄に回収依頼のあった最終取次者の名称等を記入してください。「取次者()」の()の中に何回委託者であるかを記入してください。

第一種フロン類充填回収業者が回収依頼を受けた取次者の名称等(ただし、取次者が3者以上の場合)

取次者()	氏名又は名称		委託確認書交付年月日	年 月 日
	住所	〒		
	担当者名		電 話	